

ただいまの公明党議員団を代表して、宮島 修(みやじま おさむ) 議員からのご質問に、順次、お答えをさせていただきます。

1 (1) ア はじめに、令和8年度新年度予算編成についてのうち、令和8年度の財政について、お答えいたします。まず、危機管理の観点から、税収が想定を下回った場合の見直しの基準や優先順位等についてです。新規・レベルアップによる区民サービスの向上への対応に加え、社会保障費の増大のほか、収束の見通しの立たない物価高騰や人件費の上昇、建設コストの上昇下における公共施設の老朽化対応、さらに、社会的な要請である労務単価の上昇への対応も適切に予算へ反映するなど、予算規模は過去最大となりました。一方、歳入については、雇用・所得環境の改善や堅調な企業業績を背景に、特別区税等の着実な伸びが

見込まれるものの、アメリカの関税政策や更なる不合理な税制改正の動向など、先行きの不透明感は、一層増しています。万が一、税収が想定を下回るようなことがあった場合には、まず、財政調整基金の活用により対応し、さらに大幅に見込みを下回る場合には、歳出事業の規模の縮小や休止、繰り延べなどで、歳入現状に見合った適正化を図ってまいります。その際の事業の選定基準等については、その時々判断にはなりますが、昭和60年の「行政改革大綱」策定以降、「北区役所活性化計画」や「緊急財政対策」、「緊急的な財源対策と財政健全化に向けた方針」、そして、先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大時など、その都度、財源対策を策定し、未曾有の財政危機を乗り越えた実績を参考に、スピード感を持って迅速に対応してまいります。

1 (1) イ 次に、金利の上昇が将来世代への負担増となることに対する認識についてです。今回の区債発行見込み額である83億円を25年間で償還するシミュレーションを行い、これを借入期間でなると、1年あたりおよそ1億2,000万円程度の利払いとなります。毎年度の限られた財源の中で、利払い経費の増大は、財政の硬直化を招き、他の区民サービスにも影響を及ぼしかねないことから、金利が上昇傾向にある局面においては、起債の発行に対し、これまで以上に、より慎重な判断が求められると考えています。そのため、今回は、将来世代へ過度な負担を先送りしないよう、基金や一般財源を戦略的に投入し、発行額の抑制を図りました。引き続き、金利動向を注視しつつ、いかなる経済環境下においても基金とのバランスを図りながら計画的な施設の整備、改

修を進めるとともに、将来にわたって持続可能で責任ある行財政運営に万全を期してまいります。

1 (1) ウ 次に、財政調整基金の残高の適正な水準の維持と人件費上昇や物価高騰による委託料や補助金、各種手当などの上昇への対応についてです。財政調整基金は、大規模な災害や急な減収への対応の際、可能な限り現行の行政サービスの水準を維持するための活用のほか、年度間の財源の調整機能も兼ね備えています。収束の見えない労務単価の上昇や物価高騰、金利の上昇等の予測困難な社会経済情勢の変化に加えて、将来世代への過度な負担の抑制への対応など、現下の先行き不透明な現状も鑑み、敢えて適正水準を設けることはせず、その時々々の財源と将来需要を見据えた柔軟な運用としているところであり、今後の将来的

な予算規模拡大やリスクを勘案すれば、さらなる積み立てによる財政対応力の強化が必要であると考えています。なお、労務単価の上昇や資材高騰などによる委託費や役務費などの増加については、社会情勢の変化に伴う不可避な社会的要請と捉え、適切に予算へ反映をしています。

1 (2) 次に、区立小中学校以外の学校給食費の無償化についてです。学校給食費については、子育て世帯の経済的負担を軽減するための重要な施策として区立の小中学校においては、他区に先駆けて恒久的な無償化を実現してまいりました。併せて、区立小中学校以外の学校における給食費の負担軽減策についても、国や東京都との役割分担や持続可能な財源の確保といった観点から、この間、慎重に検討を重ねてきました。今回、東京都の新たな取り組みとして、区が行う私立小中学校等へ

の給食費相当額の負担軽減に対する支援が示されたことを契機に、現在、制度内容を十分に確認するとともに、事業の実施方法や実施体制、財政的影響等を速やかに整理しながら、実施に向けた準備を進めているところです。

2 (1) (2) 次に、遊休施設の活用について、お答えいたします。まず、稼げる施設活用についてです。学校施設跡地をはじめ、遊休地や遊休施設は、都市部における貴重なまとまった空間であり、区民共通の資産であることから、まず、基本計画に位置付けた公共公益施設の事業用として、あるいは、その財源調達手段として利活用することを基本としています。区では、この考え方にに基づき、これまで、福祉施設や子育て関連施設、教育機関、スポーツ広場、コミュニティ施設など、その

時々の行政需要や地域ニーズを踏まえ、多種多様な利活用を図ってきました。利活用を「ワイズ・スペンディング」につなげていくためには、行政需要や地域ニーズを踏まえるとともに、ソフト面においても、行政主導の枠を超えた民間事業者による「高度な企画力」や「広範なネットワーク力」など、運営体制の構築も非常に重要であることから、令和6年度からは、試行として民間事業者から利活用に係る意見聴取を行うなどの取組みを実施するとともに、売却や貸付なども並行して進めてきました。令和8年度からは、遊休施設等の利活用においても、今定例会で提出いたしました「公民連携推進条例」に基づく、民間提案制度を導入してまいります。民間事業者の企画力をダイレクトに呼び込むような柔軟で魅力的な土俵を用意し、事業者と区が、互いに「強み」や「資源」

を最大限活用・連携しながら新たな価値を共創する利活用モデルの構築に向け、引き続き検討を進めてまいります。なお、学校施設跡地については、これまで通り、「学校施設跡地利活用指針」に基づき、有識者や区民の皆さまの参画による検討機関を設置し、「利活用計画」を策定したうえで、具体的に取り組んでまいります。次に、子どもの屋内遊び場についてです。近年の夏の猛暑の常態化により、熱中症対策など安全面への配慮は、子どもたちの健全な発育のうえで必要不可欠であると考えています。一方で、新たな屋内遊び場の整備については、遊休施設活用時の老朽化による安全性の確保や、大型の施設整備が可能な敷地の確保等の課題があります。また、子育て・教育環境に限らず、様々な行政需要があるなかでは、既存施設も含め、限られた資源を重点的かつ効果的に活

用する観点から、官民の役割分担も踏まえつつ、行政が提供すべきサービスを見極める必要があります。このため、現時点において、整備が可能な遊休施設等はありませんが、熱中症対策など安全面への配慮については、引き続き「わくわくひろば」やティーンズセンター等の屋内施設の有効活用及びその周知に努めてまいります。

3（1）ア・イ・ウ・エ・オ 次に、公民連携推進条例についてお答えいたします。まず、条例制定後の取組みについてです。公民連携を行うにあたっては、課題を共有した上で、民間事業者等のアイデアや専門的な知見を活かした提案を受け、それを実現していくプロセスが重要であると認識しています。区がこれまで培ってきた連携・協働の仕組みと、多様な主体が保有する知識・資源を最大限に活かすことで、より効

果的な社会課題等の解決につなげてまいります。また、様々な社会的・経済的リスクを想定したうえで、その範囲と責任について合意・明確化し、相互の信頼を高めるとともに、多様な主体が参加できるよう勉強会やネットワーク形成を促進してまいります。次に、癒着防止と信頼確保についてです。事業の適正さや透明性を確保するためには、評価やモニタリングの体制を整備するとともに、それを分かりやすい形で区民の皆さまへ示すことが必要と捉えております。区といたしましても、ガイドラインの策定にあたっては、処理過程の透明性や事業の適正性を担保するための仕組みを盛り込む方向で検討しています。「三層構造モニタリングシステム」については、区の評価体制を整備する際の参考とさせていただきます。次に、民間提案制度の評価体制についてです。地域課題の

解決に向けた提案は、多角的な視点で評価する仕組みが必要と認識しています。現在、区では、民間提案に対する審査基準を設け、公正な判断を行う準備をしております。また、事業化に至らなかった提案のプロセスを蓄積し、資産化することにつきましては、たとえ事業化に至らなかったとしても、そのプロセスで得られた教訓を職員全体で共有し、次の提案や事業の成功につなげていくことが大切であると認識しております。これらの経験を学びに転換する組織文化を醸成することで、より実効性の高い公民連携を推進してまいります。次に、公民連携を担う職員の育成についてです。区では、これまでも、公民連携の理念と実践的スキルを共有するため、研修を通じて資質向上を図ってまいりました。引き続き、職員が公民連携の取組みを適切に推進できるよう、人材育成に

努めてまいります。次に民間事業者との対話の場についてです。公民連携を実効性あるものとするためには、区と民間事業者等が、対話を重ねていくことが重要であると認識しています。そのため、現在、北とぴあ内に設置を予定している「公民連携窓口」および「公民連携プラットフォーム」の運用に向けた準備を進めております。このプラットフォームを通じて、区がかかえる様々な課題を明確にし、共有する場を設け、課題解決に向けた意見交換を行うことで、行政と民間が共に取り組む体制を整えてまいります。

3（2）ア・イ 次に、公民連携推進条例における、受け皿の拡充策についてです。地域課題の解決と新たな雇用を創出する担い手として、「労働者協同組合」は、地域社会に活力をもたらす団体であると認識し

ています。一方、区が推進する公民連携は、民間事業者やNPO法人、一般社団法人等、様々な主体がそれぞれの強みを発揮しながら地域課題の解決に取り組むことを基本としています。このため、特定の組織形態を優先するのではなく、いずれの団体に対しても、公平性・公正性を確保することが基本であると考えております。そのため、新たな補助金等の新設は考えておりませんが、創業期の団体に対しては、経営アドバイザーによる専門相談や、赤羽イノベーションサイトでのセミナーや相談など、活動団体のニーズに応じた支援を提供してまいります。まずは、こうした既存の制度を活用することが持続可能な組織運営に資すると考えております。また、総合評価方式での加点や優先発注等につきましても、公平性・公正性の確保の観点から、他の団体と同様に公平公正な条

件のもとで事業に参画いただくことが基本方針となります。区といたしましては、引き続き、多様な団体や事業者が参画しやすい環境を整備しながら、公民連携を通じた地域の活性化に努めてまいります。

4（1） 次に、北区で安心して暮らせるために についてお答えいたします。まず、高齢者・子育て世帯等のA I相談についてです。社会構造が変化する中、孤立や不安を抱えながらも、相談に踏み出せない方（かた）への対応は、誰か一人ではなく、みんなが豊かさを感じられる「あたたかな北区」を実現するために重要な課題であると捉えています。区では、これまで、ごみ分別の検索機能や行政サービスの案内などに対話型A Iチャットボットを活用し、区民が必要な情報に速やかにたどり着ける環境整備を進めてきました。また、関係部署の窓口では、職員が丁

寧にお話を伺い、適切な行政サービスにつなげることを基本に取り組んでいますが、一方で、匿名性や時間にとらわれない相談機会を求める方(かた)にとって、対話型のA Iチャットボットは心のハードルを下げる有効な手段になりえるものと捉えています。現在、生成AIのさらなる活用を探るため、RFIの実施や実証実験を進めており、相談業務をはじめ、区政のあらゆる場面において生成A Iを柔軟に取り入れることで、区民一人ひとりに寄り添ったサービスの提供と業務の生産性の向上の実現に取り組んでまいります。

4 (2) 次に緊急通報システムの拡充についてです。高齢者の安心・安全な暮らしのためには、見守りの充実は重要であり、区では、民生委員や高齢者あんしんセンター、町会・自治会による地域で支えあう見守りや

高齢者見守り・緊急通報システム事業を実施するなど利用者の状況に応じた取り組みを行ってきました。また、来年度からは、スマートフォン利用者の増加もふまえ、固定電話を使用しないシステムを導入し、高齢者の見守り体制の一層の充実を図ってまいります。ご提案の「3層構造の支援メニュー」のような見守り体制の構築は、きめ細かいニーズを捉えた手法の一つと認識しており、引き続き、スマートフォンの活用を含めデジタル技術を取り入れた見守りについても検討を進め、安心して暮らせる地域づくりを目指してまいります。

5（1）ア・イ 最後に、誰一人取り残さない北区へ についてお答えいたします。まず、ケアラー支援条例の制定についてです。要介護者をケアするご家族等は、心身や日常生活に過度に負担がかかることもあ

り、区としても支援の重要性を認識し、様々な事業に取り組んでいます。要介護高齢者のご家族等に対しては、相談事業や、家族介護者教室の実施、また、認知症のある方（かた）を介護するご家族等に対しては、講座や家族の集いカフェを実施しています。障害者の家族支援としては、家族会などの活動を支援するほか、レスパイト事業にも取り組んでいます。さらに、ヤングケアラーについては、子ども家庭支援センターにおいて、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、啓発事業等に取り組むとともに、今年度は、ケアラーの中でも状況が顕在化（けんざいか）しにくいヤングケアラーの実態調査を行ってまいります。区としましては、ケアラーが過度な負担を抱えることのないよう、引き続き相談窓口やレスパイト事業をはじめ既存の制度を十分活用していただくため、一層の周知

に取り組んでまいります。こうした取り組みを確実に進めることが重要であると考えており、現時点では実態調査の実施については予定しておりませんが、条例の制定及び実効性の高いケアラー支援に資する施策について、引き続き調査研究に努めてまいります。

5（2）ア・イ 次に児童育成支援拠点事業についてです。児童育成支援拠点事業については、現在、民間事業者により運営をおこなっている先行自治体の取り組みを参考にした視察や調査を進めており、具体的な事業内容の検討を行っている段階です。次年度より区内遊休施設の活用による1カ所での整備を進めてまいります。なお、複数個所の設置につきましては、対象となる児童やその家庭のご意向を慎重に見極めてまいります。支援を必要としている児童が、本事業の利用につながるよ

う、地域一体となって子どもたちの健やかな成長や学びを支える環境づくり、子どもの最善の利益へつながるように取り組んでまいります。

以上、お答え申し上げました。令和8年度予算編成をはじめ、区政に関する喫緊の課題につきまして、数々のご提言をいただきました。引き続き、こうしたご意見をいただきながら、区政のさらなる推進に向けて尽力してまいります。ありがとうございました。